

令和3年度 宇美南中学校 部活動活動規則

宇美南中学校生徒指導部

1, 本年度実施の部活動と顧問者

部活動名	顧問者名	部活動名	顧問者名
野 球	長瀬 藤本	男子卓球	加藤 烏田
サッカー	秋山 泉	女子卓球	馬場 烏田
男子ソフトテニス	田口 木下	女子バスケットボール	牧草 安松
女子ソフトテニス	川畑 木下	女子バレーボール	大田 藤松
剣 道	中島 持田	吹 奏 楽	吉田 安松
美 術	重田 持田		

2, 活動規則

- 休日の練習については、顧問・指導員のもとで行う。朝練習は7:30~8:10とし、顧問は必ず付く。8:25までに教室の自分の席につく。(当面の間、朝練習は中止。再開時期は改めて連絡する。)
- 原則として定期考査5日前から、練習を中止する(土・日曜日を含む)。ただし、大会1ヶ月前については、3日前からとする。(大会とは中体連主催の大会に限る)
- 終了時刻については、下記のように定める。()内は完全下校時刻とする。

月 割	活動時間	月 割	活動時間
3月・4月	18:15 (18:30)	10月	18:15(18:30)
5月	18:45 (19:00)	11~1月	17:30(17:45)
6月・7月	19:00 (19:15)	2月	17:45(18:00)
9月	18:30 (18:45)		

- 学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等に参加した場合、休養日を他の曜日に振りあてる。
- 練習時の服装の色は、白・黒・紺・グレーの無地(ワンポイントの可)または、各部でそろえたユニフォームとする。
- 練習時間及び下校時間の厳守、登校中のマナー、部室の使用法(練習時の更衣のみ使用すること)を徹底する。
- 部活動規則及び部活動の意義・目的に外れるようなことが起きた場合は、部長会・顧問者会において協議する。
- 活動中の事故は、独立法人日本スポーツ振興センターの適応範囲とする。
- 部活動における部室使用心得【禁止事項】

下記の項目が守れない場合は、顧問者会で協議の上、活動を制限し、部室の使用を停止する場合がある。

①更衣・用具の保管管理以外の使用	②部外者による使用	③部活動の始まりと終わり以外の使用
④勝手に改造や落書きをした場合	⑤部活動終了後、必要以上に残った場合	⑥整理整頓ができていない場合
⑦飲食をした場合	⑧施錠ができていない場合	

○ 部活動における生徒心得

- 1, 礼儀正しく活動できる部活動をめざすため、下記の規定を定める。
- 2, 宇美南中学校校則及び部活動規則を遵守する。違反事項が発生した場合は、顧問者会で協議し、活動を規制する。

3, 活動を規制する具体的内容

◇ 活動中
①菓子食い ②暴力行為 ③終了時間及び下校時間を守らなかった場合 ④練習にふさわしくない服装での練習 ⑤練習場及び部室の整理整頓ができていない場合 ⑥部室の使用心得が守れていない場合
◇ その他(登下校中)
①買い食い・菓子食い ②暴力行為 ③校則違反 ④その他(中学生として好ましくない行為をした場合)